

## 第4章 計画の目標と確保方策

### 1. 教育・保育の提供区域

子ども・子育て支援法第61条により、市町村は子ども・子育て支援事業計画において、地理的条件や人口、交通事情その他の社会的条件及び教育・保育施設の整備状況等を総合的に勘案して「教育・保育提供区域」を設定することが義務付けられています。

【参考：教育・保育の提供区域に関する国の考え方】

- 小学校区単位、中学校区単位、行政区単位等地域の实情に応じて、保護者や子どもが居宅から容易に移動することが可能な区域を定める
- 託児所等の地域型保育事業の認可の際に行われる需給調整の判断基準となることを踏まえる
- 幼児教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を通じて共通の区域設定とすることが基本となる

本市では、以下のとおり教育・保育提供区域を設定します。

#### (1) 幼児期の教育・保育提供区域

区分	提供区域	考え方
1号認定	市全域 (1区域)	1号認定の受入れ先である幼稚園・認定こども園については、施設の偏在がみられることや、保護者の希望により施設を選択することが可能であることから、「市全域」とする。
2号・3号認定	南部、西部、北部 (3区域)	特に3号認定について、市内中心部で入りづら状況となっており、空き待ち児童が発生している。区域を小さく設定して定員管理を行うことで、効率的に空き待ち児童を解消できると考えられることや、保護者の就労状況の違いなどの地域の实情に応じた教育・保育体制の構築が可能になることから、3区域とする。

【提供区域】



## (2) 地域子育て支援事業

区分	提供区域	考え方
利用者支援事業	市全域（1区域）	利用可能な全ての施設やサービスの利用調整、情報集約等ができるよう当面は「市全域」とする。
延長保育事業	南部、西部、北部（3区域）	本事業は通常の保育時間を超えて保育を行う事業であり、教育・保育事業と切り離せない事業であることから、3区域とする。
放課後児童クラブ	小学校区（37区域）	施設までの移動時間、移動手段等を考慮し、「小学校区」とする。
子育て短期支援事業	市全域（1区域）	一時的な不定期の保育サービスを提供する事業であり、一定の区域内に利用場所を特定することが困難であることから、「市全域」とする。
乳児家庭全戸訪問事業	市全域（1区域）	訪問型の事業であり、細かな区域設定は事業の趣旨になじまないことから「市全域」に設定する。
養育支援訪問事業	市全域（1区域）	児童相談所や保健所、医療機関との全市的な連携が必要であり、また、全市域の情報を基に迅速な対応が求められることから「市全域」に設定する。
地域子育て支援拠点事業	市全域（1区域）	現状は子育て支援センターが5か所あるが、身近な場所で支援を行うため、人口分布等を考慮し、増設を検討する。
一時預かり事業	市全域（1区域）	一時的な不定期の保育サービスを提供する事業であり、一定の区域内に利用場所を特定することが困難であることから、「市全域」とする。
病児・病後児保育事業	市全域（1区域）	病気の際に突発的に利用される事業であることから、「市全域」とする。
ファミリー・サポート・センター事業	市全域（1区域）	一時的な不定期の保育サービスを提供する事業であり、一定の区域内に利用場所を特定することが困難であることから、「市全域」とする。
妊婦健康診査	市全域（1区域）	市内外を含む医療機関で実施可能であることから、細かな区域設定は事業の趣旨になじまないことから「市全域」に設定する。
実費徴収に係る補足給付を行う事業	—	区域の設定は不要
多様な事業者の参入促進・能力活用事業	—	区域の設定は不要

## 2. 「量の見込み」の算出のための基本事項

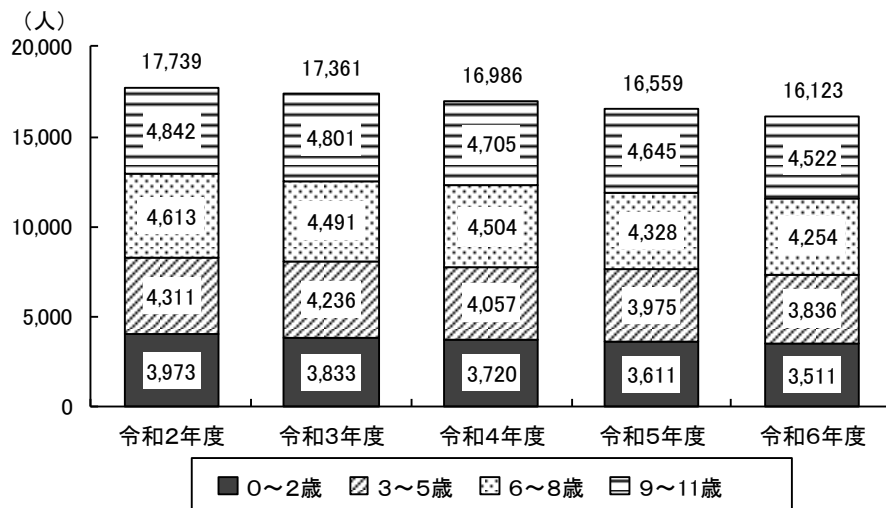
### (1) 「量の見込み」の算出のための人口推計

本計画での各サービスのニーズ事業量を算出するための基礎となる0歳～11歳児童数の推計は、平成26年～30年までの各年4月1日現在の住民基本台帳人口及び各年の出生数を使用し、コーホート変化率法\*を用いて推計作業を行い算出しました。

図表 0歳～11歳児童数の推計結果

単位：人

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
0歳	1,264	1,226	1,189	1,155	1,126
1歳	1,321	1,283	1,245	1,208	1,174
2歳	1,388	1,324	1,286	1,248	1,211
3歳	1,367	1,386	1,322	1,284	1,246
4歳	1,494	1,359	1,378	1,315	1,277
5歳	1,450	1,491	1,357	1,376	1,313
6歳	1,538	1,454	1,495	1,361	1,380
7歳	1,486	1,542	1,458	1,500	1,365
8歳	1,589	1,495	1,551	1,467	1,509
9歳	1,611	1,589	1,495	1,551	1,467
10歳	1,594	1,614	1,592	1,498	1,554
11歳	1,637	1,598	1,618	1,596	1,501
合計	17,739	17,361	16,986	16,559	16,123



## (2) 潜在的な家庭類型と「量の見込み」の算出方法

本計画作成に關しての国の手引きでは、将来的なニーズ量を把握するため、アンケート調査結果を活用し、対象となる子どもの父母の有無、就労状況から「現在の家庭類型」を求めた上で、アンケート結果における母親の就労希望等を反映させた「潜在的な家庭類型」を求めることとし、(1)で推計された将来の児童数を用いて以下のように「量の見込み」を算出することとしています。

### ①家庭類型別児童数の算出

「推計児童数(人)」×「潜在家庭類型(割合)」=「家族類型別児童数(人)」

### ②量の見込みの算出

「家族類型別児童数(人)」×「利用意向率(割合)」=「量の見込み(人)」

＜母親のパートタイムからフルタイムへの意向を反映させる場合の事例＞

父親		母親		3. パートタイム就労 4. 育休・介護休業中		5. 現在は就労していない 6. 就労したことがない
		1. フルタイム就労 2. 育休・介護休業中	120時間以上	120時間未満 下限時間以上	下限時間未満	
1. フルタイム就労 2. 育休・介護休業中		タイプB	タイプC	タイプC'	タイプD	
3. パートタイム就労 4. 育休・介護休業中	120時間以上	タイプC	タイプE	タイプE'		
	120時間未満 下限時間以上	タイプC'	タイプE'			
	下限時間未満	タイプD			タイプF	
5. 現在は就労していない 6. 就労したことがない				タイプD		

※タイプA;ひとり親家庭(上記以外)

タイプ	父母の有無と就労状況
タイプA	ひとり親家庭
タイプB	フルタイム×フルタイム
タイプC	フルタイム×パートタイム (就労時間: 月 120 時間以上 + 下限時間 ~ 120 時間の一部)
タイプC'	フルタイム×パートタイム (就労時間: 月 下限時間未満 + 下限時間 ~ 120 時間の一部)
タイプD	専業主婦(夫)
タイプE	パートタイム×パートタイム (就労時間: 双方が月 120 時間以上 + 下限時間 ~ 120 時間の一部)
タイプE'	パートタイム×パートタイム (就労時間: いずれかが月 下限時間未満 + 下限時間 ~ 120 時間の一部)
タイプF	無業×無業

本市の将来の潜在的な家庭類型の割合等について、アンケート結果を用いて最終的に算出された結果は、以下のとおりです。

#### ■ 0歳～就学前

	現在		潜在	
	実数	割合	実数	割合
タイプA ひとり親家庭	53	8.1%	53	8.1%
タイプB フルタイム×フルタイム	282	43.3%	303	46.5%
タイプC フルタイム×パートタイム (就労時間：月120時間以上+下限時間～120時間の一部)	174	26.7%	180	27.6%
タイプC' フルタイム×パートタイム (就労時間：月下限時間未満+下限時間～120時間の一部)	15	2.3%	15	2.3%
タイプD 専業主婦（夫）	126	19.4%	100	15.4%
タイプE パートタイム×パートタイム (就労時間：双方が月120時間以上+下限時間～120時間の一部)	0	0.0%	0	0.0%
タイプE' パートタイム×パートタイム (就労時間：いずれかが月下限時間未満+下限時間～120時間の一部)	0	0.0%	0	0.0%
タイプF	1	0.2%	0	0.0%
全体	651	100.0%	651	100.0%

「現在の家庭類型」と「潜在的な家庭類型」を比較すると、タイプA～タイプFまでの家庭類型がどのように変化するかが分かります。

例えば、タイプB<フルタイム×フルタイム>では現在の実数値及び割合 282 (43.3%) が、将来における潜在的ニーズを反映させて考えた場合では、実数値及び割合が303(46.5%) に高まることが算出されています。同様に、タイプD<専業主婦(夫)>では、現在の実数値及び割合 126 (19.4%) が、将来における潜在的ニーズを反映させて考えた場合では、実数値及び割合が 100 (15.4%) と逆に低くなることが算出されています。

### 3. 幼児期の教育・保育

#### (1) 幼児期の教育・保育の量の見込み

計画期間における「幼児期の教育・保育の量の見込み(必要利用定員総数)」を設定します。現在の教育・保育の利用状況や、保護者の利用希望等を勘案して、以下の区分で設定します。また、幼児教育・保育の無償化制度の趣旨に鑑み、3歳以上については、全ての子どもがいずれかの施設の利用希望があるものとして算出します。

【量の見込み】	【確保の内容】
○1号認定(3～5歳の教育のみ)	○幼稚園、認定こども園(教育部分)で確保
○2号認定のうち教育ニーズが高いもの(3～5歳)	
○2号認定のうち保育の必要性あり(3～5歳)	○保育所、認定こども園(保育部分)で確保
○3号認定(0～3歳の保育の必要性あり)	○保育所、認定こども園地域型保育事業で確保

# ①市全域の量の見込みと確保策

【市全域】

単位：人

年度		令和2年度				令和3年度					
区分	1号	2号		3号		1号	2号		3号		
		教育	保育	0歳	1・2歳		教育	保育	0歳	1・2歳	
量の見込み		637	492	3,182	924	2,129	625	484	3,127	896	2,049
確保方策	特定教育 保育施設	1,860		2,737	618	2,024	1,770		2,756	638	1,995
	特定地域型 保育事業				45	88				45	88
	企業主導型保育 施設の地域枠			14	3	7			14	3	7
	一時預かり事業 (幼稚園型Ⅱ)					15					15
	計	1,860		2,751	666	2,134	1,770		2,770	686	2,105
年度		令和4年度				令和5年度					
区分	1号	2号		3号		1号	2号		3号		
		教育	保育	0歳	1・2歳		教育	保育	0歳	1・2歳	
量の見込み		599	464	2,994	869	1,989	587	454	2,934	844	1,930
確保方策	特定教育 保育施設	1,561		2,846	688	1,990	1,500		2,942	738	1,985
	特定地域型 保育事業				45	88				45	88
	企業主導型保育 施設の地域枠			14	3	7			14	3	7
	一時預かり事業 (幼稚園型Ⅱ)					15					15
	計	1,561		2,860	736	2,100	1,500		2,956	786	2,095
年度		令和6年度									
区分	1号	2号		3号							
		教育	保育	0歳	1・2歳						
量の見込み		567	438	2,831	823	1,874					
確保方策	特定教育 保育施設	1,510		2,967	753	1,985					
	特定地域型 保育事業				45	88					
	企業主導型保育 施設の地域枠			14	3	7					
	一時預かり事業 (幼稚園型Ⅱ)					15					
	計	1,510		2,981	801	2,095					

## ②提供区域ごとの量の見込みと確保策

【1号認定、提供区域：市全域】

単位：人

年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度	
区分		1号	2号(教育)	1号	2号(教育)	1号	2号(教育)
量の見込み		637	492	625	484	599	464
		1,129		1,109		1,063	
確保方策	特定教育 保育施設	1,860		1,770		1,561	
年度		令和5年度		令和6年度			
区分		1号	2号(教育)	1号	2号(教育)		
量の見込み		587	454	567	438		
		1,041		1,005			
確保方策	特定教育 保育施設	1,500		1,510			

【2・3号認定、提供区域：南部（姫城、小松原、妻ヶ丘、祝吉、五十市、横市、中郷）】

単位：人

年度		令和2年度			令和3年度			令和4年度		
区分		2号 (保育)	3号		2号 (保育)	3号		2号 (保育)	3号	
			0歳	1・2歳		0歳	1・2歳		0歳	1・2歳
量の見込み		2,082	604	1,393	2,046	586	1,340	1,959	568	1,301
			1,997			1,926			1,869	
確保 方策	特定教育 保育施設	1,763	387	1,280	1,782	407	1,281	1,872	457	1,276
			1,667			1,688			1,733	
	特定地域型 保育事業		39	75		39	75		39	75
			114			114			114	
	企業主導型保育 施設の地域枠	14	3	7	14	3	7	14	3	7
			10			10			10	
一時預かり事業 (幼稚園型Ⅱ)			15			15			15	
			15			15			15	
計		1,777	429	1,377	1,796	449	1,378	1,886	499	1,373
			1,806			1,827			1,872	
年度		令和5年度			令和6年度					
区分		2号 (保育)	3号		2号 (保育)	3号				
			0歳	1・2歳		0歳	1・2歳			
量の見込み		1,919	552	1,263	1,852	538	1,226			
			1,815			1,764				
確保 方策	特定教育 保育施設	1,872	462	1,281	1,872	462	1,281			
			1,743			1,743				
	特定地域型 保育事業		39	75		39	75			
			114			114				
	企業主導型保育 施設の地域枠	14	3	7	14	3	7			
			10			10				
一時預かり事業 (幼稚園型Ⅱ)			15			15				
			15			15				
計		1,886	504	1,378	1,886	504	1,378			
			1,882			1,882				

【2・3号認定、提供区域：西部（沖水、志和池、庄内、西岳、山田）】

単位：人

年度		令和2年度			令和3年度			令和4年度		
区分		2号 (保育)	3号		2号 (保育)	3号		2号 (保育)	3号	
			0歳	1・2歳		0歳	1・2歳		0歳	1・2歳
量の見込み		713	207	477	701	201	459	671	195	446
			684			660			641	
確保 方 策	特定教育 保育施設	625	141	473	625	141	473	625	141	473
			614			614			614	
	特定地域型 保育事業	/	6	13	/	6	13	/	6	13
			19			19			19	
	企業主導型保育 施設の地域枠	0	0	0	0	0	0	0	0	0
一時預かり事業 (幼稚園型Ⅱ)	/	/	0	/	/	0	/	/	0	
			0			0			0	
計	625	147	486	625	147	486	625	147	486	
			633			633			633	
年度		令和5年度			令和6年度					
区分		2号 (保育)	3号		2号 (保育)	3号				
			0歳	1・2歳		0歳	1・2歳			
量の見込み		658	189	433	635	184	420			
			622			604				
確保 方 策	特定教育 保育施設	721	186	463	721	186	463			
			649			649				
	特定地域型 保育事業	/	6	13	/	6	13			
			19			19				
	企業主導型保育 施設の地域枠	0	0	0	0	0	0			
一時預かり事業 (幼稚園型Ⅱ)	/	/	0	/	/	0	/	/	0	
			0			0				
計	721	192	476	721	192	476				
			668			668				

【2・3号認定、提供区域：北部（山之口、高城、高崎）】

単位：人

年度		令和2年度			令和3年度			令和4年度		
区分		2号 (保育)	3号		2号 (保育)	3号		2号 (保育)	3号	
			0歳	1・2歳		0歳	1・2歳		0歳	1・2歳
量の見込み		387	113	259	380	109	250	364	106	242
			372			359			348	
確保 方 策	特定教育 保育施設	349	90	271	349	90	241	349	90	241
			361			331			331	
	特定地域型 保育事業	/	0	0	/	0	0	/	0	0
			0			0			0	
	企業主導型保育 施設の地域枠	0	0	0	0	0	0	0	0	0
一時預かり事業 (幼稚園型Ⅱ)	/	/	0	/	/	0	/	/	0	
			0			0			0	
計	349	90	271	349	90	241	349	90	241	
			361			331			331	
年度		令和5年度			令和6年度					
区分		2号 (保育)	3号		2号 (保育)	3号				
			0歳	1・2歳		0歳	1・2歳			
量の見込み		357	103	234	344	101	228			
			337			329				
確保 方 策	特定教育 保育施設	349	90	241	374	105	241			
			331			346				
	特定地域型 保育事業	/	0	0	/	0	0			
			0			0				
	企業主導型保育 施設の地域枠	0	0	0	0	0	0			
一時預かり事業 (幼稚園型Ⅱ)	/	/	0	/	/	0	/	/	0	
			0			0				
計	349	90	241	374	105	241				
			331			346				



## **(2) 提供体制の確保方法**

計画期間について、以下の方策により量の確保に取り組みます。

### **①既存施設の利用定員の適正化**

確保策が不足している地域及び認定区分については、既存施設の定員枠拡大に取り組みます。特に、施設整備や施設の統廃合の際には、地域の実情を勘案した定員設定を行います。また、施設利用者数と利用定員との関係について適切に管理を行うことで、適正な給付体制の維持に努めます。

### **②認定こども園移行希望施設への対応**

教育と保育を一体的に担う認定こども園への移行を希望する施設については、子ども・子育て支援法の趣旨を踏まえつつ、教育・保育の需給状況、保護者や地域のニーズを勘案し、適切に対応します。その際、地域の実情を勘案した定員設定を行います。また県と連携して、保育教諭の普及に向けて支援します。

### **③多様な事業主体の保育事業への参入促進**

児童福祉法の改正により、教育・保育の供給量が不足している区域において、基準を満たす事業者から認可申請があった場合は、原則認可しなければならないとされていることから、新制度の枠組みに円滑に参入できるよう支援します。

### **④保育人材の確保**

保育の量的拡大には、その担い手となる保育人材の確保が課題となることから、高等教育機関や県等と連携し、保育人材の育成・確保、業務の負担軽減等の対策に取り組みます。

また、国の動向に準じて、教育・保育給付の中で保育士等への処遇改善を実施するとともに、監査機能を強化し、保育士等の給与に確実に反映されているか確認を行い、処遇改善を進めます。

### **⑤公立施設（公立保育所、公立幼稚園）の機能強化**

公立施設については、需要と供給のバランスへの的確な対応及び障がい児支援等、地域のセーフティネット\*としての役割や地域の子育て支援拠点としての役割を果たしている一方、施設の老朽化等の問題も抱えています。施設の再編整備を地域の実情に応じて計画的に進め、機能強化を図ります。

## 4. 地域子ども・子育て支援事業

計画期間における地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保策を設定します。

現在の子ども・子育て支援事業等の利用状況や、保護者の利用希望等を勘案して設定します。

### (1) 利用者支援に関する事業（利用者支援事業）

子ども・子育て支援に係る情報提供、相談支援等の利用希望に基づき、子ども又は子どもの保護者の身近な場所で必要な支援が受けられるよう、地域の実情等に配慮し、計画期間内における目標事業量を設定します。

#### ■計画期間内における量の見込みと確保策

単位：か所

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み		2	3	3	3	3
確保方策	基本型	1	1	1	1	1
	特定型	0	1	1	1	1
	母子保健型	1	1	1	1	1

### (2) 時間外保育事業（延長保育事業）

利用希望把握調査等により把握した、小学校就学前の子どもの保育に係る希望利用時間帯を勘案して、計画期間内における目標事業量を設定します。

#### ■計画期間内における量の見込みと確保策

単位：人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	6,514	6,345	6,115	5,965	5,777
確保方策	6,514	6,345	6,115	5,965	5,777

※時間外保育事業の量の見込み（ニーズ量）

対象となる潜在家庭類型：タイプA、B、C、E 対象年齢：0～5歳

#### ■提供区域（3区域）ごとの量の見込みと確保策

単位：人

提供区域	項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
南部	量の見込み	4,261	4,151	4,000	3,902	3,779
	確保方策	4,261	4,151	4,000	3,902	3,779
西部	量の見込み	1,460	1,422	1,371	1,337	1,295
	確保方策	1,460	1,422	1,371	1,337	1,295
北部	量の見込み	792	772	744	726	703
	確保方策	792	772	744	726	703

### (3) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

小学校就学前の子どもに係る保育との連続性を重視して、利用希望把握調査等により把握した放課後児童健全育成事業に係る利用希望を勘案して、計画期間内における目標事業量を設定します。

#### ■計画期間内における量の見込みと確保策（市全体）

単位：人、か所

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	1年生	879	842	870	800	807
	2年生	671	700	670	699	632
	3年生	528	493	512	491	507
	4年生	414	403	378	393	373
	5年生	270	282	272	253	263
	6年生	190	185	192	188	175
	計	2,952	2,905	2,894	2,824	2,757
確保方策	利用定員	2,332	2,532	2,622	2,702	2,742
	箇所数	69	71	73	75	76

※放課後児童健全育成事業の量の見込み（ニーズ量）

対象となる潜在家庭類型；タイプA、B、C、E 対象年齢；5歳

■提供区域（小学校区）ごとの量の見込みと確保策

単位：人

提供区域	項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
明道小学校区	量の見込み	88	91	89	88	87
	確保方策	60	80	80	80	80
南小学校区	量の見込み	167	163	168	158	156
	確保方策	135	155	155	155	155
大王小学校区	量の見込み	181	185	183	195	183
	確保方策	110	155	155	195	195
東小学校区	量の見込み	153	152	152	150	153
	確保方策	135	135	135	135	135
上長飯小学校区	量の見込み	187	185	181	168	164
	確保方策	240	240	240	240	240
五十市小学校区	量の見込み	196	196	195	191	196
	確保方策	123	158	198	198	198
西小学校区	量の見込み	254	243	238	217	218
	確保方策	229	229	229	229	229
今町小学校区	量の見込み	41	41	41	41	38
	確保方策	40	40	40	40	40
沖水小学校区	量の見込み	256	266	280	286	302
	確保方策	155	160	200	200	240
祝吉小学校区	量の見込み	261	261	273	268	264
	確保方策	215	255	255	255	255
志和池小学校区	量の見込み	76	71	66	63	61
	確保方策	57	57	67	67	67
丸野小学校区	量の見込み	39	38	37	36	34
	確保方策	20	40	40	40	40
庄内小学校区	量の見込み	53	48	47	41	41
	確保方策	30	40	40	40	40
菓子野小学校区	量の見込み	30	29	29	28	26
	確保方策	25	25	25	25	25
乙房小学校区	量の見込み	67	67	58	59	54
	確保方策	55	55	55	55	55
西岳小学校区	量の見込み	9	8	7	7	7
	確保方策					
吉之元小学校区	量の見込み	7	7	6	7	6
	確保方策					
夏尾小学校区	量の見込み	9	8	6	7	6
	確保方策					
梅北小学校区	量の見込み	41	40	41	38	37
	確保方策	40	40	40	40	40
安久小学校区	量の見込み	101	100	100	94	84
	確保方策	75	80	80	80	80
川東小学校区	量の見込み	76	65	67	65	64
	確保方策	40	40	40	80	80
明和小学校区	量の見込み	144	146	141	137	138
	確保方策	120	120	120	120	120
山之口小学校区	量の見込み	64	59	59	60	56
	確保方策	34	34	34	35	35

提供区域	項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
麓小学校区	量の見込み	12	12	11	8	8
	確保方策	6	6	6	5	5
富吉小学校区	量の見込み	17	17	14	13	13
	確保方策	15	15	15	15	15
高城小学校区	量の見込み	113	105	103	106	99
	確保方策	80	80	80	80	80
有水小学校区	量の見込み	18	19	16	16	14
	確保方策	20	20	20	20	20
石山小学校区	量の見込み	29	28	28	28	24
	確保方策	25	25	25	25	25
山田小学校区	量の見込み	57	57	57	56	55
	確保方策	40	40	40	40	40
中霧島小学校区	量の見込み	58	55	60	56	49
	確保方策	27	27	27	27	27
木之川内小学校区	量の見込み	34	29	28	29	25
	確保方策	30	30	30	30	30
高崎小学校区	量の見込み	69	67	62	61	58
	確保方策	110	110	110	110	110
高崎麓小学校区	量の見込み	9	9	9	9	8
	確保方策	16	16	16	16	16
江平小学校区	量の見込み	17	17	21	20	15
	確保方策	25	25	25	25	25
縄瀬小学校区	量の見込み	18	18	17	16	13
	確保方策					
笛水小学校区	量の見込み	1	3	4	2	1
	確保方策					

#### (4) 子育て短期支援事業（ショートステイ）

これまでの利用実績を勘案し、計画期間内における目標事業量を設定します。

##### ■計画期間内における量の見込みと確保策

単位：1年間当たりの人日

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	74	74	74	74	74
確保方策	74	74	74	74	74

※子育て短期支援事業（ショートステイ）の量の見込み（ニーズ量）  
対象となる潜在家庭類型；全ての家庭類型 対象年齢；0～5歳

## (5) 乳児家庭全戸訪問事業

出生数等を勘案して、計画期間内の目標事業量を設定します。

### ■計画期間内における量の見込みと確保策

単位：人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	1,300	1,280	1,260	1,240	1,220
確保方策	実施体制：母子保健推進員、母子訪問指導員、こども課職員（おおよそ85名） 実施機関：都城市こども課				

## (6) 養育支援訪問事業及び要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業

児童福祉法第6条の3第5項に規定する要支援児童及び特定妊婦、同条第8項に規定する要保護児童の数等を勘案して、計画期間内の目標事業量を設定します。

### ■計画期間内における量の見込みと確保策

単位：件

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
養育支援訪問事業	量の見込み	52	51	50	49	48
要保護児童等訪問件数		180	180	180	180	180
確保方策		実施体制：都城市要保護児童対策地域協議会を中心に個別の対応やケース会議、ケース管理等を実施。母子保健コーディネーターの配置、産婦健診、産後ケア事業を実施し、要支援者を早期に把握 実施機関：こども課を中心に関係各課、児童相談所、保育所（園）、民生委員・児童委員等の関係機関				

## (7) 地域子育て支援拠点事業

利用希望把握調査等により把握した、地域子育て支援拠点事業の利用希望数等に基づき、居宅より移動することが可能な範囲内で利用できるよう配慮し、計画期間内における目標事業量を設定します。

### ■計画期間内における量の見込みと確保策

単位：1年間当たりの人回、か所

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	142,122	137,114	133,071	129,172	125,595
確保方策	5	6	7	7	7

※地域子育て支援拠点事業の量の見込み（ニーズ量）

対象となる潜在家庭類型：全ての家庭類型 対象年齢：0～2歳

## (8) 一時預かり事業

利用希望把握調査等により把握した、小学校就学前の子どもを一時的に第三者に預けた日数（幼稚園の預かり保育を利用した日数（幼稚園の預かり保育を定期的にご利用した場合を除く。）を含む。）の実績に、今後の利用希望を勘案し、子育て援助活動支援事業等の他の事業による対応の可能性も考慮し、計画期間内における目標事業量を設定します。

### ■計画期間内における量の見込みと確保策

〔一時預かり事業（幼稚園型）〕

単位：1年間当たりの人日

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	①1号認定による	2,919	2,868	2,747	2,692	2,598
	②2号認定による	191,620	188,500	180,700	176,800	170,560
	計	194,539	191,368	183,447	179,492	173,158
確保方策	一時預かり事業（幼稚園型）※1	194,539	191,368	183,447	179,492	173,158

※一時預かり事業の量の見込み（ニーズ量）

①幼稚園児における在園児を対象とした一時預かり（預かり保育）

対象となる潜在家庭類型：C、D、E、F（1号認定） 対象年齢：3～5歳

②2号認定による定期的な利用

対象となる潜在家庭類型：A、B、C、E 対象年齢：3～5歳

※1；②は、幼稚園が認定こども園に移行した場合には、その給付によって対応することも考えられる。

〔一時預かり事業（幼稚園型を除く）、子育て援助活動支援事業（病児・緊急対応強化事業を除く）、子育て短期支援事業（トワイライトステイ）〕

単位：1年間当たりの人日

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み		25,342	24,659	23,784	23,188	22,467
確保方策	一時預かり事業※1	8,800	8,562	8,259	8,052	7,801
	子育て援助活動支援事業※2	770	770	770	770	770
	子育て短期支援事業※3	0	0	0	0	0
	計	9,570	9,332	9,029	8,822	8,571

※一時預かり事業の量の見込み（ニーズ量）……上表の①②以外

対象となる潜在家庭類型：全ての家庭類型 対象年齢：0～5歳

※1；一時預かり事業（幼稚園型を除く）

※2；子育て援助活動支援事業（病児・緊急対応強化事業を除く）

※3；子育て短期支援事業（トワイライトステイ）

## (9) 病児保育事業（病児・病後児保育事業）

利用希望把握調査等により把握した事業の利用実績及び利用希望を勘案し、計画期間内における目標事業量を設定します。

### ■計画期間内における目標事業量

〔病児保育事業、子育て援助活動支援事業（病児・緊急対応強化事業）〕

単位：1年間当たりの人日

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み		1,382	1,343	1,303	1,265	1,229
確保 方策	病児保育事業	530	650	650	650	650
	子育て援助活動支援事業※1	10	10	10	10	10
	計	540	660	660	660	660

※病児保育事業（病児・病後児保育事業）の量の見込み（ニーズ量）  
対象となる潜在家庭類型：A、B、C、E 対象年齢：0～5歳  
※1：子育て援助活動支援事業（病児・緊急対応強化事業）

## (10) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業、就学児の預かりのみ）

これまでの利用実績を勘案し、計画期間内における目標事業量を設定します。

### ■計画期間内における量の見込みと確保策

単位：人日/年

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み		70	70	70	70	70
確保方策		70	70	70	70	70

※子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）（就学児）の量の見込み（ニーズ量）  
対象となる潜在家庭類型：全ての家庭類型 対象年齢：5歳

## (11) 妊婦に対する健康診査を実施する事業（妊婦健診）

母子保健法第13条第2項の規定による厚生労働大臣が定める望ましい基準及び各年度の同法第15条に規定する妊娠の届出件数を勘案して、計画期間内における目標事業量を設定します。

### ■計画期間内における量の見込みと確保策

単位：人

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み		16,105	15,847	15,593	15,343	15,098
確保方策	実施場所：宮崎県内の産婦人科、都城市・三股町内の助産院、国内の助産施設 実施体制：個別委託方式（国内の助産施設においては償還払いで対応）					

※健診回数は、1人当たりの健診回数に見込まれる。



## **(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業**

### **【確保方策】**

国の実施要綱等に準じて、事業を実施します。

## **(13) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業**

### **【確保方策】**

教育・保育の提供状況及び事業者の動向等を勘案し、国の実施要綱等に準じて事業を実施します。

## 5. 「新・放課後子ども総合プラン」に基づく計画

放課後に子どもが安全に、かつ安心して過ごすことができる場を確保するため、子どもの居場所づくりの充実に関する市の取組を、国の「新・放課後子ども総合プラン」に基づく計画として策定します。

### (1) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

#### ①地域の実情に応じた開所時間の延長に係る取組

女性の社会進出、就業形態の多様化等に伴い、開所時間に係る要望はますます高まっていくものと考えられます。

そこで、本市では、直営児童クラブの運営を、より柔軟な対応が見込まれる法人へ委託する計画を進めるとともに、各クラブにおいて、利用する保護者のニーズに合った開所時間設定について検討するよう推進します。

#### ②放課後児童クラブ職員の資質向上のための取組

放課後児童クラブは単に児童を預かるだけではなく、基本的な生活習慣や社会性の習得、発達段階に応じた主体的な遊びや生活ができる場であり、子どもの健全育成を図る役割を担っています。

その助けとなるべき支援員の資質向上のため、各機関が実施する研修への積極的な参加を推進します。

#### ③放課後児童クラブにおける育成支援の内容を保護者や地域住民へ周知させるための取組

児童の自主性、社会性等のより一層の向上には、学校や地域との関わりも重要となります。

児童クラブに対する理解を深めてもらうため、児童クラブ情報を掲載したしおりの作成やホームページ等を活用した周知を継続するとともに、児童クラブごとに設置している保護者会等を通じ、学校や地域との連携を推進します。

また、運営内容の自己評価及びその結果公表の方法について、検討を進めます。

## (2) 放課後子ども教室

利用者のアンケート等で把握した放課後子ども教室に係る利用希望を勘案して、計画期間内における目標事業量等を設定します。

### ■現在の取組と目標事業量

〔実績〕

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
教室数	9	10	8	9	9
参加児童数（人）	250	219	219	243	219

〔目標事業量〕

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
教室数	9	10	10	10	10
参加児童数（人）	230	220	210	200	200

## (3) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）と放課後子ども教室との連携

共働き家庭等の「小1の壁\*」を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、全ての児童が放課後等を安心安全に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう福祉部と教育委員会が協力し、両事業を進める必要があります。

### ① **一体型（※）の放課後児童クラブと放課後子ども教室の令和6年度に達成されるべき目標事業量**

次代を担う人材育成の観点から、放課後における多様な体験・活動の機会の拡大が重要となります。共働き家庭などの児童に限らず、全ての児童が多様な体験・活動を行うことができるよう、令和6年度までに、一体型又は連携型（※）の実施について、1か所のモデル事業実施を目指します。

- （※）一体型・・・放課後児童クラブと放課後子ども教室を同会場、同日時で開催する形態。  
連携型・・・放課後児童クラブの児童が放課後子ども教室の会場で、教室のプログラムを体験する形態。

### ② **放課後児童クラブと放課後子ども教室の一体的な、又は連携による実施に関する取組**

福祉部と教育委員会が連携して、定期的な検討の場を設け、一体型又は連携型の実施についての先進事例の収集・研究や、具体的な実施方法等について、関係機関で検討を進めます。

### ③小学校の余裕教室等の放課後児童クラブと放課後子ども教室への活用に関する取組

学校は、放課後も児童が校外に移動せずに安全に過ごせる場所であり、同じ学校に通う児童の健やかな成長のため、福祉部と教育委員会が連携して、放課後児童対策に取り組むことが重要となります。

このため、本市では、放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の実施に当たって、学校教育に支障が生じないように留意しつつ、余裕教室の実態把握や将来的な活用の可能性について協議します。

### ④放課後児童クラブと放課後子ども教室の実施に係る福祉部と教育委員会の連携に関する取組

両事業に係る課題が発生した場合に、福祉部と教育委員会が連携して、調査や協議を行います。

### ⑤特別な配慮を必要とする児童への対応に関する取組

放課後児童クラブ及び放課後子ども教室における障がいのある児童の受入れ数は年々増加しており、こうした特別な配慮を必要とする児童も安心して過ごすことができるような取組が重要となります。

放課後児童クラブでは、障がい児の受入れに必要な専門的知識等を有する放課後児童支援員等の配置や、障がい児を受け入れるために必要な改修、設備の整備の検討等、適切に対応し、円滑な実施を図れるよう推進していきます。

また、個人情報に配慮しつつ、学校・家庭・児童クラブ・子ども教室が相互に連携して情報共有できる体制の確保に努め、必要に応じ専門機関と連携するなど、より丁寧な対応を図ります。

障がいのある児童の中には、放課後児童クラブと放課後等デイサービス事業所に並行して通う児童や、保育所等訪問支援事業を利用する児童がいることから、児童の育成支援及び療育を適切に進めていけるよう関係機関相互の連携に努めます。